

福岡県公報

令和三年一月二十六日
第百七十号
増刊
①

目次

規則(第三号)

○福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則の一部を改正する規則

(建築指導課) ……………一

規則

福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年一月二十六日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三号

福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県建設業許可申請書等の提出方法等に関する規則(昭和六十二年福岡県規則第十一号)の一部を次のとおり改正する。

第一条の表中

廃業等の届出(法第十二条)	一通	二通
廃業等の届出(法第十二条)	一通	二通
廃業等の届出(法第十二条)	一通	二通

を

附則

この規則は、公布の日から施行する。

譲渡等の認可の申請(法第十七条の二)	一通	二通
相続の認可の申請(法第十七条の三)	一通	二通

に改める。